

群馬大学医学部附属病院外国医師等臨床修練委員会内規

平成 16. 4. 1 制 定

改 正 平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院における臨床修練に係る外国医師等受入規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院外国医師等臨床修練委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 受入体制の整備計画に関する事。
- (2) 受入計画に関する事。
- (3) 臨床修練計画の策定に関する事。
- (4) 受入れの決定に関する事。
- (5) 臨床修練の取消しに関する事。
- (6) 臨床修練修了認定に関する事。
- (7) その他臨床修練の実施に関して必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 内科系及び外科系から選出された診療科長 各 2 人
- (3) 指導医等
- (4) 事務部長
- (5) その他委員長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 2 号及び第 5 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に

関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規の施行日の前日において、旧群馬大学医学部附属病院外国医師等臨床修練委員会内規（平成 11 年 2 月 9 日制定。以下「旧内規」という。）第 3 条第 2 号及び第 5 号に規定する委員である者は、施行日にこの内規第 3 条第 2 号及び第 5 号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第 4 条の規定にかかわらず、旧内規による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

